

中島教育長に対する辞職勧告決議

中島教育長は、令和3年3月会議において桜井町長から教育長に任命され、小布施町議会としても今後の教育行政の推進のために、その同意を行ったところであります。

しかしながら、令和4年4月28日に発行された週刊誌に議会としてそして町民に許しがたい記事が掲載されました。

そのため、小布施町議会では事実確認のため、令和4年5月6日に議会全員協議会に桜井町長同席の元、中島教育長の出席を要求し説明を求めており、本議会6月会議一般質問においても複数の議員から質問され、発言及び答弁により議会及び町民から許しがたい事実が確認されています。その内容は、町民からは到底理解しがたい「独自の職務専念義務免除の解釈」、「職務中における不動産賃貸業の業務」を行うなど、町教育行政のトップとして、小布施町の将来を担う子どもたちの模範となるべき地位に、相応しくない事柄でした。

教育長は、地方教育行政法の中で人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものと定められており、その職務は自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚し、教育委員会すべての事務をつかさどる重要な立場であります。

現在のまま中島教育長がその職にとどまれば、教育行政ひいては学校教育現場に極めて重大な影響を与え、小布施町の将来に計り知れない損失が生じることは明白であります。

以上のことから中島教育長は「教育長」として不適格であり、もはや法律に定める教育委員としての基本的な資格要件をも満たしていないと言わざるを得ません。

よって、小布施町議会は中島教育長に辞職を勧告し、自ら辞職しない場合にあっては桜井町長に罷免を求めるものとする。

以上、決議する。

令和4年6月17日

小布施町議会